

通達

刑事案件捜査段階における弁護人の権利保障に関する

刑事訴訟法の規定を施行するための具体的規定

2003 年 11 月 26 日の刑事訴訟法に基づき

2009 年 9 月 15 日の公安省の機能、任務、権限、機関、組織に関する政府決議 77/2009/NĐ-CP に基づき、

公安大臣は、被暫定留置人、被疑者の弁護権の保障、刑事案件の捜査段階で手続に参加するときの弁護人の権利について以下のように規定する。

1 条 調整範囲

この通達は、被暫定留置人【người bị tạm giữ】、被疑者【bị can】の弁護権【quyền bào chữa】保障に関する 2003 年刑事訴訟法の各規定を施行するための具体的規定である；人民公安内の捜査機関によって受理される刑事案件捜査段階における弁護人【người bào chữa】の権利（保障に関する刑訴規定を施行するための規定）

法律扶助法【Luật trợ giúp pháp lý】の規定に従って、被暫定留置人及び被疑者の弁護権を保障することは、2007 年 10 号合同通達（司法省—公安省—国防省—財政省—最高人民検察院—最高人民法院）によって実行される。（この合同通達は）訴訟活動における法律扶助に関する一部規定を適用するためのガイドラインである。

2 条 適用対象

この通達は、捜査機関、捜査機関の長官及び副長官、捜査官、捜査活動の一部実行の任務を割り当てられた幹部公務員【cán bộ được phân công】、人民公安における勾留施設【Trại tạm giam】の監視役【Giám thị】、暫定留置施設【Nhà tạm giữ】の長、勾留施設及び被暫定留置施設の幹部；弁護士職業組織；被暫定留置人、被疑者；人民公安内の捜査機関によって受理される刑事案件捜査段階における弁護活動に関する各組織、個人に対して適用される。

3 条 刑事事件捜査段階における弁護権保障の原則

- 1 法律規定を遵守すること
- 2 被暫定留置人及び被疑者の弁護権や、他人に弁護を依頼する権利；弁護人の権利を尊重し、保護すること

3 弁護活動における公平性【vô tư (無私)】及び客觀性を保護

4 条 被暫定留置人、被疑者のための、自己弁護権、又は他人に弁護を依頼する権利の説明及び弁護人依頼手続の実行

1 暫定留置決定が被暫定留置人に、被疑者立件決定が被疑者に送付された際、捜査官は、刑事訴訟法 48 条及び 49 条に規定された被暫定留置人や被疑者の権利義務を、彼らが明確に理解できるように読んで説明した上、決定送付受領記録簿【biên bản giao nhận Quyết định】を作成しなければならない。その記録簿には、弁護人を依頼するか否かについての被暫定留置人や被疑者の意見を明記しなければならない。被暫定留置人や留置されている被疑者が、弁護人を依頼することが必要な場合、次のように実行する。

a) 被暫定留置人、留置されている被疑者が、ベトナム祖国戦線委員会【Uỷ ban Mặt trận Tổ quốc Việt Nam】の構成員、又は祖国戦線の構成組織であり、これらの構成員である彼らが、弁護人の選任を申し立てた場合、捜査官は、記録簿に被暫定留置人や被疑者の意見を明記した上、彼らに文書で申し立てるよう指示【huống dẫn】しなければならない。被暫定留置人や被勾留人が、文書で申立てを行った後 24 時間以内に、捜査機関は、彼らの弁護人選任申立書を、配達証明【thư bảo đảm (保証付手紙)】、又は速達【chuyển phát nhanh】で、被暫定留置人や被疑者が構成員となっている組織に対し、送付する責任を負う。

b) 被暫定留置人、勾留中の被疑者【bị can đang bị tạm giam】が、彼らの法定代理人を弁護人として依頼する場合、捜査官は、彼らに申立文書を作成するように指示する。その文書には、法定代理人の氏名、年齢、住所を明記しなければならない。被暫定留置人や被疑者が、文書での申立てを行った後 24 時間以内に、捜査

機関は、彼らの申立文書を、配達証明、又は速達で、被暫定留置人や被疑者が弁護を依頼した法定代理人に対し、送付する責任を負う。

c) 被暫定留置人や、拘留中の被疑者が、弁護士を弁護人として依頼する場合、捜査官は、彼らに対し、弁護士要請文書【giấy yêu cầu luật sư】を作成するよう指示する。仮に名指して【dịch danh】、弁護士弁護人を要請した場合（氏名、住所が明確であること）、24 時間以内に、捜査機関は、被暫定留置人や被疑者の弁護士要請文書を、配達証明、又は速達で、被暫定留置人や被疑者が依頼した弁護士に送付する責任を負う；被暫定留置人や被疑者が、親族【người thân】（氏名、住所が明確であること）に対し、彼らのために弁護士弁護を依頼するように、依頼文書を書いた場合、被暫定留置人、被疑者が依頼文書を書いた後 24 時間以内に、捜査機関は、その文書を、配達証明（保証手紙）、又は速達で、被暫定留置人、被疑者の親族に対して送付する責任を負う。

2 被暫定留置人、被疑者が、まだ弁護人を依頼していない場合、被暫定留置人の聴取【lý lời khai người bị tạm giữ】、被疑者の取調べ【hỏi cung bị can】の冒頭において、捜査官は、被暫定留置人や、被疑者に対して、弁護人を依頼するか否かについて、明確に聞いた上、記録簿には彼らの意見を記載する必要がある。被暫定留置人、勾留中の被疑者が、弁護人を依頼する場合、この条文 1 項の規定に従う。

3 被疑者が、刑法で規定された最高刑罰が死刑となる罪を犯した場合；被疑者が未成年者、精神的又は身体的な障害者【người có nhược điểm】である場合、弁護人を依頼し、拒否できる権利に関して、被疑者や彼らの法的代理人に対する説明と通知の後、捜査機関は、捜査機関が事件を受理している地域に属する弁護士会【Đoàn luật sư】に対して、彼らのために弁護人を選任するように、要請文書を作成し、又は、ベトナム祖国戦線委員会や祖国戦線の構成組織に、その組織の構成員のために、弁護人を選任するよう申し立てる；弁護士会、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線の構成組織が、弁護人を選任したが、被疑者あるいは彼らの合法的代理人が、変更申請をし、又は弁護人を拒否した場合、捜査官は、彼らの意見を明記した記録簿を作成する必要がある。

被暫定留置人、被疑者、又は彼らの合法的代理人が、弁護人の変更申請をした場合、捜査機関は、弁護士会に対し、彼らのために、他の弁護人を選任するように、要請文書を作成し、又は、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線構成組織に対して、その組織の構成員のために、他の弁護人を選任するよう申し立てる。

4 被暫定留置人、被疑者が、国家安全を侵害する罪【tội xâm phạm an ninh quốc gia】を犯し、検察院長官が、捜査終了後に、弁護人が、訴訟に参加する旨の決定を出した場合、捜査官は、彼ら

に対し、検察院長官の決定を通知して知らせた上、刑事訴訟法 48 条、49 条に規定された被暫定留置人、被疑者の権利・義務を説明しなければならない。

5 条 弁護士に対する弁護人承認書【giấy chứng nhận người bào chữa】発給手続

1 弁護士が、弁護人承認書の発給を申請し、訴訟に参加するためには、次の条件を満たす必要がある。

- a) 弁護士カード（認証されたコピー）
- b) 被暫定留置人や被疑者からの弁護士要請文書：被暫定留置人、被疑者の親族からの弁護士要請文書（被暫定留置人、勾留中の被疑者が、親戚に対して、弁護士弁護人を依頼した場合）；又は、被暫定留置人、被疑者の合法的代理人からの弁護人要請文書（被暫定留置人、被疑者が、未成年者、精神的又は身体的な障害者精神的である場合）
- c) 当該弁護士が、弁護士活動している弁護士職業組織からの紹介文書、又は、弁護士会から紹介文書（個人資格で活動【hành nghề】（営業））している場合
- d) この通達 4 条 3 項に規定されている場合に関して、弁護士会から任務割り当て文書【Văn bản phân công】

2 弁護人承認書発給申請書類の受領

a) 弁護人承認書発給申請書類が、郵送あるいは公文書ルート【đường công văn】で、捜査機関に到着した場合、その書類を受領した際に、捜査機関は、公文書が到達した旨の印を押し【đóng dấu công văn đến】、受領時間及び年月日を明記した上、すぐに捜査官や任務を割り当てられた幹部公務員に送付する。捜査官、分配された幹部は、すぐに受領した勝利を検査する。（書類等が）不足、又は手続が不正確である場合、修正、補充を知らせるため、弁護人承認書発給書を申請した者に通知（配達証明、又は速達）する。

b) 弁護人承認書発給書の申請者、又は弁護人承認発給書を申請した弁護士が直接活動している弁護士職業組織に所属する者が、捜査機関に対し、弁護人承認書の発給を申請し、関連書類【giấy tờ liên quan】を提出した場合、捜査官、任務を割り当てられた幹部公務員は、受領して検査する。（書類等が）不足、又は手續が不正確である場合、すぐに彼らに対し、修正や補充を指示する。この条文 1 項に規定された書類が十分である場合、弁護人承認書発給申請を受領した旨の受領書【giấy biên nhận】を作成し、そこにおいて、弁護人承認書又は弁護人承認拒否書を受領するまでの時間を明確に約束する【hẹn rõ thời gian】

c) 国家安全を侵害する罪に関する刑事事件に対する捜査秘密を保持する必要がある場合、捜査機関は、検察院長官に対して、捜査機関が終了した後に、弁護人が訴訟参加する旨の決定を出すよう提案する；弁護活動に関する書類の受領、及び刑事訴訟法 58 条 1 項に規定された弁護人承認書発給申請に関する弁護士への説明を拒否する。

d) 審査開始の時間、弁護人承認書発給の時間は、捜査官、任務を割り当てられた幹部公務員が、弁護に関連する十分な書類を受領した時点から計算される。

3 弁護人承認書発給審査【xem xét】

捜査官、任務を割り当てられた幹部公務員は、弁護人承認書発給申請に関する十分な書類を受領した後、弁護人承認書を発給する十分な条件があるか否かを確認するため、する関連する法律規定を検討しなければならない。（その際、刑事訴訟 56 条 2 項及び 3 項の規定に注意しなければならない）。この条文 1 項の規定に従って、合法的な書類を受領した後 3 日以内に（又は、人を暫定留置した場合、24 時間以内）、捜査官は、審査し、彼らが弁護活動をするための弁護人承認書を発給しなければならない。弁護人承認書の発給を拒否する場合、文書が必要であり、その文書には、弁護人承認書発給を拒否した理由を明記しなければならない。

4 弁護人承認書、又は弁護人承認書拒否文書の送付び受領【giao nhận】

a) 弁護人承認書発給の申請者が、この条文 2 項 b に規定された受領書の約束に基づいて、捜査機関本部に来た場合、捜査官又は任務を割り当てられた幹部公務員は、彼らに対し、弁護人承認書（又は弁護人承認書発給拒否文書）を送付し、送付受領文書【biên bản giao nhận】を作成しなければならない。

b) 弁護人承認書発給を提案した人が、この条文 2 項 b に規定された受領書の約束に基づいて、捜査機関本部に来なかつた場合、捜査機関は、配達証明又は速達で、彼らに対し、弁護人承認書（又は弁護人承認書発給拒否文書）を送らなければならぬ。

6 条 人民弁護員、被暫定留置人及び被疑者の合法的代理人に対する弁護人承認書発給手続

1 人民弁護員が、弁護人承認書発給を申請し、訴訟に参加するためには、以下の書類を十分に所持しなければならぬ。

a) 人民証明書（認証されたコピー）

b) 被暫定留置人や被疑者が、ベトナム祖国戦線委員会、祖国戦線の構成組織の構成員である場合、その組織の紹介文書

c) ベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線の構成組織の構成員である旨の証明書

d) 被暫定留置人、被疑者が、その構成員となっている、ベトナム祖国戦線委員会や祖国戦線の構成組織に対し、自己のために、弁護人選任を申請する文書

2 暫定留置人、被疑者の法定代理人が、弁護人承認書発給を申請し、訴訟に参加するためには、以下の書類が必要となる。

a) 人民証明書（認証されたコピー）

b) その者が居住している地方政権の確認や、又は合法的代理人及び被暫定留置人や被疑者との関係について、権限のある機関による確認がある、合法的代理人からの被暫定留置人、被疑者のための弁護人申請書

3 弁護人承認書の受領、審査、送付及び受領【tiếp nhận, xem xét cấp và giao nhận】は、この通達 5 条の 2, 3, 4 項の規定による。

7 条 被疑者の取調べ、被暫定留置人の供述聴取における弁護人の立会い【có mặt】

1 弁護人承認書発給後、捜査官は、被弁護者に関連する各訴訟決定を、弁護人に送り、被暫定留置人の供述聴取【lấy lời khai người bị tạm giữ】、被疑者の取調べ時間及び場所を通知する必要がある際、捜査機関、捜査官への連絡方式を通知しなければならない。

2 捜査官は、被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの時間及び場所に関して、24 時間前に弁護人に知らせなければならない。弁護人が遠方にいる場合、48 時間前に通知しなければならない。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べが遅延できない場合、捜査官は、供述聴取、取調べをすることができる。その後、弁護人に通知しなければならない。

3 被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの際、弁護人が出席する前、捜査官は、法律の規定に従って、各手続を実行しなければならない（弁護人が、電話、録音、録画設備を使用できることを確保する）；捜査官による、被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べに立ち会う際、弁護人の権利及び義務を説明する。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの際、捜査官及び弁護人は、刑事訴訟法 58 条 2 項 a の規定、被暫定留置施設、勾留施設の内規、他の関連法律の規定に従う。弁護人による法律違反を発見した場合、すぐに供述聴取、取調べを中止し、このことに関する書類を作成した上、捜査機関の長官、副長官にその処理のため、報告しなければならない。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べの際、捜査官が、弁護人による、被暫定留置人、被疑者への質問を同意した場合、被暫定留置人の供述聴取書類、被疑者の取調べ書類には、弁護人から

の質問、被暫定留、被疑者の回答を記入しなければならない。被暫定留置人の供述聴取、被疑者の取調べが終了した際、捜査官は、被暫定留置人の供述聴取書類、被疑者の取調べ書類を、改めて読むか、又は弁護人に改めて読ませるかしなければならない。質問や回答の内容が正確である旨確認した後、弁護人に、その書類に署名を求める。書類には十分に記載されていない、質問及び回答の内容が不正確である場合、弁護人は、その書類に署名する前に、修正・補充の提案、又は自身の意見を記載するよう提案する権利を有する。

4 弁護人が申請した際、捜査官は、事件捜査の過程において、弁護員が訴訟参加した実際の業務時間を確認しなければならない。

8条 弁護人の申請に基づく、捜査官、鑑定人、通訳人の変更

1 弁護人が、捜査官の変更申請文書を提出した際、捜査機関は、解決のために文書を受領する。刑事訴訟法 42 条に規定された場合の一つの根拠がある場合、又は 44 条 1 項 b に規定された場合の根拠の一つがある場合、捜査機関の長官は、捜査官の変更を決定する；捜査官が、捜査機関の長である場合、捜査を実行するため、事件記録を、上級の捜査機関に送る。中央の捜査機関の長官が変更、又は訴訟遂行を拒否された場合、公安省の指導部は、捜査機関の副長官が、事件の訴訟遂行する旨決定し、弁護人に通知する。捜査官の変更申請に法的根拠がない場合、捜査機関の長官は、捜査官の変更請求を拒否して、弁護人には、拒否理由が明記された文書で通知する。

2 弁護人が、鑑定人、通訳人の変更申請文書を提出した際、捜査機関は、解決のために文書を受領する。刑事訴訟法 60 条 4 項に規定された場合の一つの根拠がある場合、又は 66 条に規定された場合の根拠の一つがある場合、捜査機関は、鑑定人、通訳人の変更を決定し、弁護人にその旨を知らせるための通知をする。鑑定人、通訳人の変更申請に法的根拠がない場合、捜査機関は、鑑定人、通訳人の変更申請を拒否し、弁護人には、拒否理由が明記された文書で通知する。

9条 弁護人による、資料、物【dò vật】、弁護に関連する事情【tình tiết liên quan đến việc bào chữa】の収集

1 捜査機関、捜査官は、国家秘密や業務秘密に属しない限り、弁護人が、被暫定留置人、被疑者からの要求に基づき、被暫定留置人、被疑者、これら親族から、又は機関、組織、個人から、資料、物、弁護に関連する事情を収集するための有利な条件を作出する。弁護人が、国家秘密、業務秘密に属する資料、物、弁護に関

連する事情を収集、又は捜査秘密を漏洩【tiết lộ】していることを発見した場合、捜査機関、捜査官は、弁護人の違反行為の予防措置を講じる；法律の規定に基づいて、処理するために、違反行為の性質、程度により、処理するか、権限のある者に報告する。捜査機関が、弁護人承認書を回収する際、弁護人管理組織に回収の理由を明記した文書で通知しなければならない。

2 弁護人が捜査機関のために、資料、物、弁護に関連する事情を収集した場合、捜査官は、受領簿を作成し、事件記録に編てつする。弁護人が請求する場合、（かかる請求が）弁護に関連する要求である場合、捜査官は、弁護人の請求を記録するための書類を作成する。

10条 弁護人による、被暫定留置人、勾留中の被疑者との面会【gặp】

1 弁護人が、被暫定留置人、拘留中の被疑者との面会を捜査機関に申請した際、捜査機関は、弁護人の面会実現に向けて、法律の規定に従った手続を実行する；却下する場合、弁護人に対し、却下理由を明記した文書で通知しなければならない。

2 弁護人が被暫定留置人、拘留中の被疑者と面会する前、捜査官は、刑事訴訟法 58 条に規定された弁護人の権利及び義務を説明する；暫定留置施設の長、勾留施設の監視役と協力して、弁護人に対し、これら施設の内規及び規制を知らせ、弁護人には厳正に（面会を）執り行うよう要請する。弁護人が被暫定留置人、拘留中の被疑者と面会する過程において、捜査官は、弁護人の権利や義務の遵守を担保するため、暫定留置施設、勾留施設の内規や規制に基づき、暫定留置施設の幹部公務員【cán bộ, chiến sĩ Nhà tạm giữ, bị can】らと協力する。弁護人が、法律の規定に違反していることを発見した場合、すぐに面会を中止し、書類作成の上、捜査機関の長官、副長官が処理するための報告をする。

11条 事件捜査終了後における被疑者、弁護人の権利行使

1 捜査結論が提出された 2 日以内において、捜査機関は、被疑者、弁護人に対し、公訴提起【truy tố】の提案をしたのか、又は捜査中止【định chi điều tra】決定をしたのか、捜査結論書を送付しなければならない。捜査終了後、弁護人は、弁護に関連する事件記録において、資料の閲覧、メモ、謄写【đọc, ghi chép và sao chụp】を申請する場合、捜査機関は、弁護人が、弁護人のかかる申請の実現に向けて、有利な条件を作出しなければならない。捜査官は、弁護に関連する事件記録資料を集めなければならない。弁護人が、閲覧、メモ、謄写をする場合、捜査官は、弁護人のために、捜査機関本部

内にある作業室を用意しなければならない。捜査官は、弁護人が資料を閲覧、メモ、贋写する過程において、弁護人が、資料を、抹消、はつ損、改ざん、すりかえ、紛失【tẩy xoá, sửa chữa, làm hư hỏng, rách, thay đổi, đánh tráo hoặc lấy mất tài liệu】しないよう、しっかりと監視する。弁護人が、当該資料の贋写を申請した場合、捜査官は、直接資料を贋写する。弁護人の弁護に関連する事件記録における資料の閲覧、メモ、贋写は、記録簿を作成の上、記録され、弁護人に送付された資料は、添付資料の統計本に記載しなければならない。

1 2 条 保証経費【Kinh phí bảo đảm】

公文書送付費用【Chi phí gửi công văn】は、配達証明又は速達で、弁護人に依頼する。弁護人のための事件記録における資料の贋写費用【chi phí sao chụp】は、捜査経費から支払われる。

活動経費の管理、使用は、2008 年 1443 号規定（公安省）に添付された人民公安勢力における捜査経費の管理使用規定に基づく、

1 3 条 通達の効力

この通達は、2011 年 12 月 25 日から施行される。

1 4 条 施行責任組織

省略